の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成16年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、これらの実績は異なる工事によるものであっても差し支えない。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する代表者の場合

求める実績１

鉄筋コンクリート床版の補修（断面修復又は床版増厚）を行った工事

求める実績２

施工面積1,800㎡以上の床版防水工を行った工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する代表者以外の場合

求める実績

鉄筋コンクリート床版の補修（断面修復又は床版増厚）を行った工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑻　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　以下に定める届出をしている者であること。ただし、当該届出の義務がない者にあっては、この限りでない。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、企業の評価（施工実績等）及び簡易な施工計画（以下単に「施工計画」という。）の評価から付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点から算出した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。

⑵　評価項目及び評価指標

ア）企業の評価について

評価項目①　同種工事の施工実績件数　公共工事発注機関又は調達機関※が発注した工事で、平成26年度以降に元請としてしゅん功した同種工事の施工実績件数

※調達機関とは、「政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書」第一条（ｏ）に示す機関をいう。以下同じ。

評価指標　鉄筋コンクリート床版の補修（断面修復又は床版増厚）を行った工事の施工実績件数

優：２件以上有り

良：１件有り

可：上記に該当しない

評価項目②　同種工事の施工実績件数　公共工事発注機関又は調達機関が発注した工事で、平成26年度以降に元請としてしゅん功した同種工事の施工実績件数

評価指標　施工面積1,800㎡以上の床版防水工を行った工事の施工実績件数

優：２件以上有り

良：１件有り

可：上記に該当しない

評価項目③　安全労働安全衛生マネジメントシステムの取組状況

評価指標　労働安全衛生マネジメントシステムの認証状況についての評価

有：ＩＳＯ45001、ＯＨＳＡＳ又はＣＯＨＳＭＳのいずれかを認証取得済

無：いずれも未取得

評価項目④　企業体制

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況について評価

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方を認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかを認証取得済

可：いずれも未取得

・評価項目に関する証拠書類の写しを技術資料に併せて提出すること。

・評価項目①、②に対して特定建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。）

・評価項目③の安全（ＩＳＯ45001、ＯＨＳＡＳ又はＣＯＨＳＭＳの認証状況）の評価項目又は評価項目④の企業体制（ＩＳＯ9001及びＩＳＯ14001の認証状況）の評価項目がある場合は、いずれも申請者が取得している認証が評価指標に該当し、かつ、認証を受けた活動範囲が本工事に係る内容を含むものに限り評価する。

イ）施工計画の評価について

評価項目　張り出し床版部を含む壁高欄工のコンクリート打設及び養生時における品質管理に関して施工計画書の作成時に配慮すべき事項

評価指標

優：適切かつ具体的な記述が２項目ある

良：適切かつ具体的な記述が１項目ある

可：上記に該当しない

・施工計画の評価は、技術提案ではなく、設計図書に示す施工をする上で、配慮すべき事項としての着眼点が適切かつ具体的に記載されているかを評価する。よって、技術提案に該当する内容は評価しない。

・施工計画が未提出又は白紙の場合は、「可」と評価する。

・施工計画に記載する配慮すべき事項は２項目までとする。

・施工計画は、所定の様式により、簡潔かつ要領よく記述するものとする。

・１項目に記載できる配慮すべき事項の内容は、１行あたり48文字以内で２行までとする。なお、所定の行数、文字数を超えている場合、当該項目について評価しない。

・「共通仕様書、特記仕様書に基づき施工」「関係法令を遵守した標準的な施工」等の表現の記載がある場合は当該項目について評価しない。

・記載された内容が不適切な場合や関係法令に違反する場合等については、当該部分を不採用とし、その旨通知するものとする。